

地域再生計画の進捗状況について

企画課

1 地域再生計画について

地域再生計画とは、地域再生法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 24 号）に基づき、地方公共団体が策定し国の認定を受けた、地域経済の活性化等を図るための計画である。

地域再生計画に基づく事業については、地域再生基盤強化交付金（道整備交付金、汚水処理施設整備交付金、港整備交付金）による国の財政支援の対象となる。

2 佐久市における地域再生計画の策定・実施状況

（1）第 1 期（平成 17 年度～平成 21 年度）

- ・名称 自然と共に生きる快適環境創出のみち整備計画
- ・作成主体 長野県、佐久市
- ・目標 道路及び林道の効率的な整備により道路ネットワークを構築し、豊かな自然を守りながら快適環境の創出を図る。
- ・整備箇所 市道（5 路線） 東西幹線、S 33-191、S 32-137、M1215、S29-88
林道（2 路線） 東山線、大河原線
- ・実施状況 計画路線の整備を完了

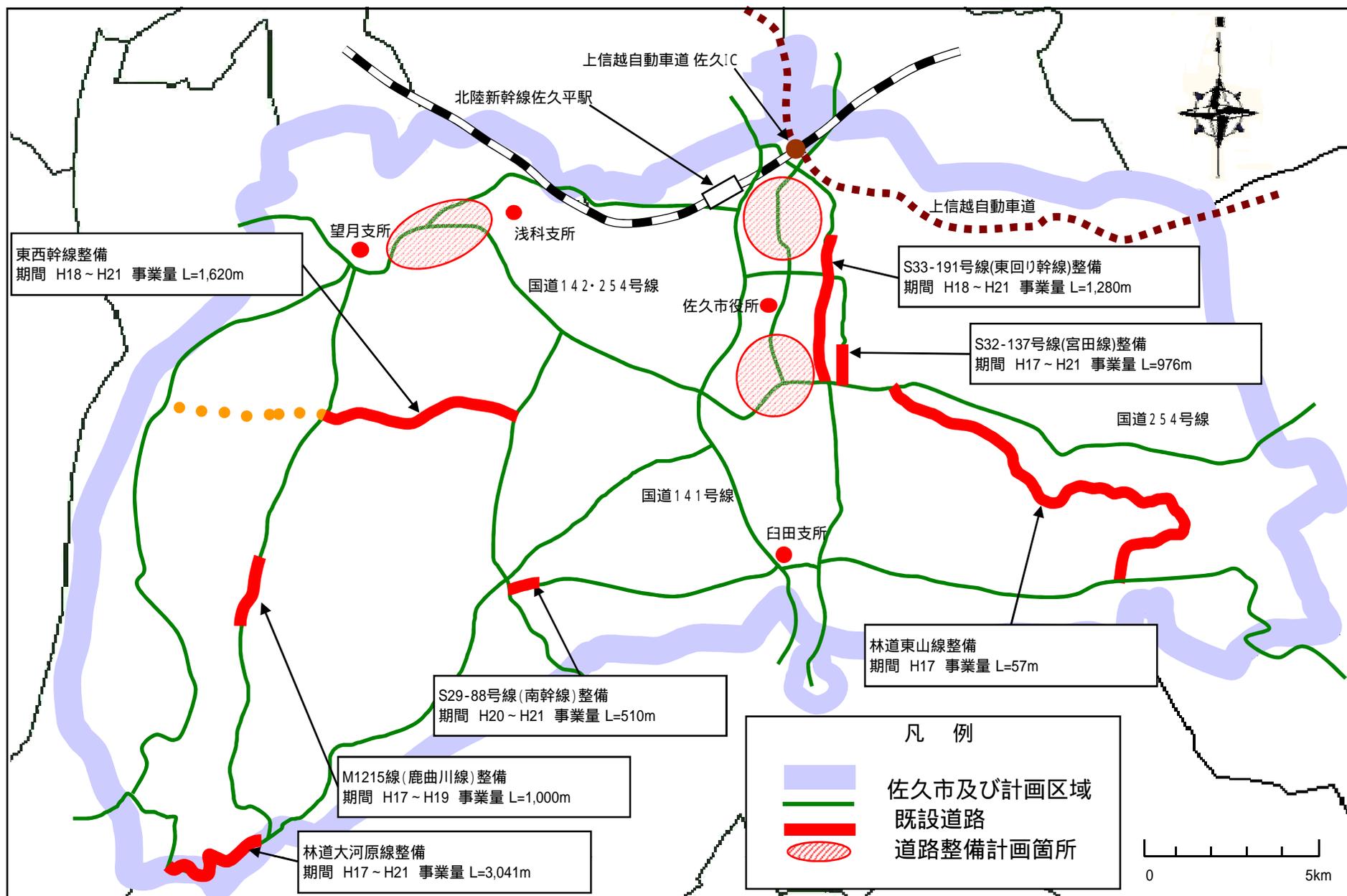
（2）第 2 期（平成 22 年度～平成 26 年度）

- ・名称 次代に引き継ぐ自然を生かした交流人口創出のみち整備計画
- ・作成主体 長野県、佐久市、佐久穂町
- ・目標 道路及び林道の整備により、拠点間を結ぶ道路ネットワークを構築し、豊かな自然を次代に引継ぎ、地域資源を生かした交流人口創出を図る。
- ・整備箇所 市道（4 路線） 東西幹線、前山南線、S12-1、U718
林道（3 路線） 唐沢線、大河原線、田口十石峠線（県）
- ・実施状況 計画どおりに事業進捗中

3 第 1 期計画の目標到達状況

目 標	達成状況
生活環境の改善（望月地域から市中心部への 30 分以内人口カバー率 3.4% 向上）	東西幹線が部分開通のため、30 分以内人口カバー率は、現時点では、ほとんど向上していない
道路整備による渋滞ポイントの解消（3 箇所→1 箇所）	道路整備により、渋滞ポイント 1 箇所が解消した
林業の振興（間伐実施面積：過去 3 年平均 365ha→383ha ～5% 向上）	過去 3 年平均（H19～H21）501.6ha となり、目標を大幅に上回った。
移動時間の短縮（望月地区から佐久市南部への到達時間 46 分→23 分～50% 短縮）	東西幹線の部分開通等により、到達時間が 43 分に短縮された。

自然と共に生きる快適環境創出のみち整備計画 整備箇所



次代に引き継ぐ自然を生かした交流人口創出のみち整備計画 整備箇所

